

後期高齢者医療制度 29年8月から高額療養費制度が 見直されます

高額療養費制度とは、同じ月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を払い戻す制度です。

今回の見直しは、医療保険制度の持続性を高め、世代間・世代内の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から行われ、29年8月診療分から次の通り見直されます。

1カ月の自己負担限度額

適用区分	29年7月診療分まで		29年8月診療分から	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得145万円以上の方 4万4,400円	8万100円+1% ※3 (多数回4万4,400円 ※2)	5万7,600円	8万100円+1% ※3 (多数回4万4,400円 ※2)
一般	課税所得145万円未満の方 ※1 1万2,000円	4万4,400円	1万4,000円 (年間上限14万4,000円(8月1日~翌年7月31日))	5万7,600円 (多数回4万4,400円 ※2)
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯(Ⅰに該当しない方)	2万4,600円	8,000円	2万4,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円		1万5,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
 ※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
 ※3 総医療費が、26万7,000円を超えた場合、超えた分の「1%」を加算します。

後期高齢者医療制度 「限度額適用・標準負担額 減額認定証」を更新します

世帯の全員が住民税(市民税・都民税)非課税の場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、減額認定証)の交付を受けることができ、減額認定証を医療機関の窓口に掲示することにより、保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。

世帯の全員が、29年度の住民税が非課税で、これまで減額認定証をお持ちでない方は申請が必要です。被保険者証と認め印を持参し、保険年金課高齢者医療係(市役所1階)へ申請してください。

既にお持ちの方
現在の減額認定証の有効期限は7月31日(月)です。8月1日(火)以降も引き続き対象となる方には、7月末日までに新しい減額認定証(有効期限30年7月31日)を送付してください。

長期入院該当の認定
住民税が非課税世帯の方(世帯の所得が一定基準以下の場合を除く)で過去12カ月の入院日数が90日を超える場合には、入院時の食費がさらに減額されますので、入院日数の分かる病院の領収書などを添えて申請してください。



国民年金 年金の受給資格期間が 10年に短縮となります

8月1日(火)から、年金を受給するために必要な期間(保険料納付済等期間)が、25年から10年に短縮されます。これにより、年金

を受け取れる方を増やし、これまで納めた年金保険料を年金の支払いにつなげることができ、自身の資格期間をご確認ください。

なお、一度申請すると振込口座が登録されるので、次回以降は申請をしなくても口座に振り込まれます。

詳しくは同係 ☎ 470・7846へ。

◎年金の支払時期

日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた対象者宛てに老齢基礎年金の請求書(黄色の封筒・A4サイズ)を発送いたします。最も早い年金の支払いは10月です。また、請求手続きをしていない方は至急年金ダイヤル ☎ 0570・051165 に連絡してください。黄色の請求書が届かない方で

◎手続き

黄色の請求書が届き次第、市役所で必要な各種証明書類の発行を受け、最寄りの年金事務所などで手続きをしてください。年金を受給する権利が発生する日は、8月1日(火)です。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎ 0422・561411へ。

市税などの納付にご協力ください

7月31日(月)は、固定資産税・都市計画税第2期、国民健康保険税第1期、後期高齢者医療保険料第1期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局・コンビニ)でお納めください。

詳しくは納税課 ☎ 470・7729へ。

夜間・休日納税相談窓口を 開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

【日時】夜間納税相談窓口 ☎ 7月27日(木) 午後8時~7月29日(土) 30日(日)のいずれも午前9時~午後4時

【会場】夜間・休日のいずれも納税課(市役所2階)

【注意】納税証明書の発行はできません

【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します

詳しくは同課 ☎ 470・7730へ。



市民税が非課税世帯の方(世帯の所得が一定基準以下の場合を除く)で過去12カ月の入院日数が90日を超える場合には、入院時の食費がさらに減額されますので、入院日数の分かる病院の領収書などを添えて申請してください。

詳しくは同係 ☎ 470・7846へ。

8月の気軽な無料相談



相談内容・定員	実施日	時間	会場	相談員	予約開始日	問い合わせ先
法律相談(各日8人)	2日(水) 9日(水) 16日(水) 23日(水)	午前10時から	市役所2階 相談室	弁護士	7月27日(木) 8月10日(木)	午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738 午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061 市商工会 ☎471・7577
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	2日(水)	午後1時から		司法書士	7月28日(金)	
表示登記・土地の境界等相談(4人)		午前10時から		土地家屋調査士		
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	9日(水)	午後1時から		行政書士	8月3日(木)	
税務相談(5人)	16日(水)	午後1時半から		税理士	8月10日(木)	
人権・身の上相談(4人)				人権擁護委員		
不動産取引相談(5人)	3日(木)	午後1時から		宅地建物取引士	7月27日(木)	
交通事故相談(5人)	23日(水)	午前10時から		弁護士	8月17日(木)	
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)				社会保険労務士		
女性の悩みごと相談(各日3人)	7日(月)	午前10時~午後1時		女性 カウンセラー	7月26日(水)	
	14日(月)	午後1時半~4時半			8月9日(水)	
	21日(月) 28日(月)					
女性弁護士による法律相談(3人)	4日(金)	午前9時半~午後0時半		女性弁護士	7月21日(金)	
経営相談	平日	午前10時~午後4時		東久留米市商工会館	市商工会 経営指導員	

相談内容	実施日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	4日(金)	午後2時~5時	市役所1階屋内ひろば	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜~土曜日	午前10時~午後5時	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半~午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	18日(金)	午前10時~正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181
知的障害者相談	9日(水)	午前10時~正午	市役所1階相談室	知的障害者相談員	同センター ☎477・2711
心身障害者(児)相談	平日	午前9時~午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	8月は実施しません				
消費者相談 ※電話相談も可。	開庁日	午前10時~正午、午後1時~4時	生活文化課(市役所2階)	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談	8月は実施しません			行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時~午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741